令和８年度
第２回飯田市土地利用計画審議会・第２回飯田市都市計画審議会

日時：令和８年 10 月 13 日（火）13：30～
場所：飯田市役所　C311・312・313 会議室

１．開　会　　13 時 30 分

○手塚　定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第２回飯田市土地利用計画審議会及び第２回飯田市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします地域計画課の手塚と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。本日お配りしました資料は、「会議次第」、「審議会委員等名簿と座席表」、「諮問書の写し」、「当日配布資料１から３」でございます。また、「事前配布資料１から４」を事前にお送りしておりますが、「事前配布資料１及び３」につきまして、一部修正箇所がございますので、差し替え資料をお配りしております。修正内容でございますが、土地利用基本方針の人口に関する記載部分について、令和２年国勢調査時の人口を記載しておりましたが、９月 29 日に令和７年国勢調査結果の確定値が公表されたため、その結果に基づき、人口を修正しております。資料に不足などございましたら事務局までお申しつけいただければと存じます。よろしいでしょうか。

２．新任委員の紹介

○手塚　続きまして、今回より新たに審議会委員としてご参画いただきます方をご紹介いたします。

まず、「片桐　一敏」委員です。飯田市農業委員会の役員改選に伴い、新たにご就任いただきました。

続きまして、「瀬田　史彦」専門委員です。昨年 12 月に実施いたしました委員改選において、新たに専門委員に就任いただきました。本日が初めてのご出席となりますので、ご紹介申し上げます。

任期は、他の委員の皆様と同様に、令和９年 12 月 14 日までとなりますので、よろしくお願いいたします。任命書につきましては、任命通知とともに送付させていただいております。なお、片桐委員の議席番号につきましては、前任の方の番号とさせていただ

きます。

以上、新任委員の方のご紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

３．理事者あいさつ

○手塚　それではここで、佐藤市長より開会のご挨拶を申し上げます。

○佐藤市長　皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中、今年度第２回目の土地利用計画審議会及び都市計画審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、皆様には日頃からそれぞれのお立場で飯田市の土地利用や都市計画につきましてご助言をいただいておりますことに感謝申し上げます。

また､先ほどご紹介いたしました､新たに委員となられましたお二人につきましても、よろしくお願いいたします。

本日の会議では、審議事項と協議事項がございます。まず、ご審議いただく審議事項につきましては､後ほど諮問をさせていただきますが､「飯田市土地利用基本方針の変更について」と「飯田市緑の基本計画の変更について」の２件でございます。これらにつきましては、これまでもこの審議会でご協議をいただいていた内容ですので、内容自体は委員の皆様にもご承知いただいておりますが、市の計画として反映をするため、諮問をさせていただくものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、協議事項といたしまして、都市計画公園の変更についてご協議をいただきますが、こちらにつきましても以前ご説明をしたことがございますので、確認という形になりますが、後ほど変更案をお示ししてご協議をお願いし、また次回以降の審議会で諮問をさせていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

これらにつきまして、本日、事務局よりご説明を申し上げまして、ご意見をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

（審議会について）

○手塚　本日は、飯田市土地利用計画審議会と飯田市都市計画審議会を同日開催させていただいております。

土地利用計画審議会は、国土利用計画、土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画等に関する案件についての審議、都市計画審議会は、都市計画に関する案件についての審議となりますが、両審議会の審議内容が重複することもありますので、基本的には本日のように同日開催とさせていただいておりますので､ご了承のほどお願いいたします。

（会議の成立について）

○手塚　続きまして、本日の委員の出席状況につきましてご報告いたします。土地利用計画審

議会委員 11 名のうち７名、都市計画審議会委員 19 名のうち 15 名の皆様にご出席いただいております。両審議会とも委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第７条第２項及び飯田市都市計画審議会条例第７条第２項の規定により、本会議は成立している旨お伝えいたします。

なお、高瀬委員、上原委員、林委員、岩瀬委員よりあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、本日は専門委員の皆様にご出席をお願いしておりますが、浅野専門委員、鈴木専門委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、大日方委員の代理で矢沢リニア活用・企画振興課長に、折井委員の代理で井出整備課長に出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

４．会長あいさつ

○手塚　それでは、次第に従いまして、大貝会長よりごあいさつをお願いいたします。

○大貝会長　皆様こんにちは。会長の大貝です。委員の皆様におかれましては、飯田市土地利用計画審議会と都市計画審議会の両方の委員としてご尽力いただきありがとうございます。また、本日より新たに審議会委員となる方につきましては、審議会のメンバーとして今後お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど市長からもお話がありましたが、本日は審議事項が２件、協議事項が１件です。審議事項については、これまでこの場で勉強会という形でご協議をいただきましたが、「飯田市土地利用基本方針の変更について」と「飯田市緑の基本計画の変更について」の２件です。これについては、後ほど市長より諮問がありますので、ご審議をお願いいたします。

また、協議事項として、都市計画公園の変更について事務局より説明をいただきます。この件につきましては、次回以降の審議会で諮問を予定しているとのことですので、内容について皆様からご意見をいただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

５．諮問

○手塚　ありがとうございました。これより協議事項に入らせていただきます。委員の皆様には、諮問書の写しをお配りしておりますので、ご覧ください。

本日の諮問は２件でございます。「飯田市土地利用基本方針の変更について」及び「飯田市緑の基本計画の変更について」、飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会の両審議会にお諮りいたします。なお、両案件は関連しておりますので、一括して

諮問させていただきます。それでは、佐藤市長お願いいたします。

○佐藤市長　飯田市土地利用計画審議会会長、大貝彰様。飯田市土地利用基本方針の変更及び飯田市緑の基本計画の変更について、諮問。このことについて、次のとおり貴審議会の意見を求めます。１、諮問の目的、（１）飯田市土地利用基本方針の変更について、（２）飯田市緑の基本計画の変更について。２、根拠法令、記載のとおりです。３、諮問内容、別紙のとおり後ほどご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

同じ内容につきまして、都市計画審議会に諮問させていただきます。根拠法令のみ異なっております。ご確認ください。よろしくお願いいたします。

６．審議事項

○手塚　これより、審議事項に入らせていただきます。以降の進行につきましては、大貝会長にお願いいたします。

○大貝会長　協議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでお願いします。

○手塚　本日お配りいたしました会議次第の裏面をご覧ください。飯田市の附属機関の会議内容の概要につきましては、飯田市情報公開条例第３条第２項の規定により公表することとしております。その際、公表用会議録には委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしております。本日の会議録における、委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺いいたします。

○大貝会長　ただいま説明がありました公開の同意について、ご異議がなければ公開してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、会議内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名も併せて公表することにいたします。

○大貝会長　それでは、これより審議事項に移ります。審議事項「（１）飯田市土地利用基本方針の変更について」及び「（２）飯田市緑の基本計画の変更について」、両案件は関連していますので一括して事務局より説明をお願いします。

○今村　地域計画課の今村です。私からは、「飯田市土地利用基本方針」及び「飯田市緑の基本計画」の変更についてのご説明をさせていただきます。前回、７月に開催した審議会でも、勉強会という形で一旦ご説明させていただいておりますので、説明内容が重複する点もございますが、再度ご確認いただければと思います。当日配布資料１をご用意いただき、１ページをご覧ください。

まず初めに、今回、「飯田市土地利用基本方針」及び「飯田市緑の基本計画」の変更を行う趣旨といたしましては、これまでも、この審議会の勉強会を通して検討を進めてきました、都市計画公園の見直しに関する方針を、飯田市の都市計画マスタープランである「飯田市土地利用基本方針」及び、公園等を含む緑地の保全、推進に関する事項を定めた「飯田市緑の基本計画」内に位置づけ、都市計画公園の変更手続きを進めていきたいという考えとなっております。

下段に記載しております、見直しの背景についてですが、飯田都市計画における公園は、昭和 28 年に最初の都市計画決定がされてから平成５年までの間、合計 41 箇所が都市計画決定され、令和８年３月末時点での開設率は約 75%となっております。しかし、近年開設率は伸びず、未開設の公園の中には 60 年以上着手されていない公園や、公園予定区域の中が宅地化し、住宅等を含んでいるものも存在しています。飯田市では、これらの問題を解決し、将来にわたり持続可能な公園整備を行うことを目的として、国土交通省の示す「都市計画運用指針」に従い、都市計画公園の見直しガイドラインを定め、それに基づいた見直し方針を整理してきたという背景がございます。

続きまして、２ページをご覧ください。今、説明の中に出てきました「飯田市土地利用基本方針」と「飯田市緑の基本計画」について、どのようなものなのか、ご説明させていただきます。

「飯田市土地利用基本方針」につきましては、飯田市土地利用基本条例に基づき、飯田市が定めているものとなりまして、市全域及び各地域の将来像と、その実現に向けた土地利用の方針を定めることにより、まちづくり・地域づくりの方向性を明らかにするとともに、市民と市が飯田市の目指すべき姿を共有して、地域の特性や個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進することを目的として策定しています。飯田市では、この土地利用基本方針のなかに、都市計画に関する基本的な方針となる、「都市計画マスタープラン」を定める形をとっております。

３ページをご覧ください。次に「緑の基本計画」についてですが、こちらは、都市緑地法に基づき、各市町村が定める、緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画になります。街の緑の将来ビジョンや目標量を定め、それを達成するための具体的な施策をまとめています。緑地のみでなく、都市公園の整備及び管理に関する事項も定めることができるものとなっております。

この「土地利用基本方針」と「緑の基本計画」の関係性についてですが、土地利用基本方針は、市が将来のまちづくりの目標や具体的な方針を定めるものであるのに対し、

緑の基本計画は、緑地や公園の整備・保全といった環境に関わる分野に特化した方針を定める計画となっております。最終的な目標は同じになりますが、大きな方針が土地利用基本方針、より詳細な目標や方針を定めるものが緑の基本計画、という関係性となっております。

それではなぜ、「飯田市土地利用基本方針」と「飯田市緑の基本計画」の変更を行うのか、という点に関してご説明させていただきます。４ページをご覧ください。今回、最終的な目的として、都市計画公園の都市計画上の見直しが控えております。都市計画法では、市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない、とされています。よって、公園の都市計画を変更するにあたっては、まちづくりの方針に記載される、公園をどのように整備していくのか、という基本方針との整合が図られている必要があります。そのため、今回、事前に市の整備方針を整理した上で、土地利用基本方針の変更を行うというものになります。あわせまして、公園の整備方針に関する記載のある、緑の基本計画も変更を行います。

続きまして、簡単にこれまでの経過を振り返らせていただきます。５ページをご覧ください。こちらは、これまで都市計画公園の変更について、この審議会で検討を行ってきた経過を示したものとなります。まず初めに、令和５年２月がスタートとなりますが、都市計画公園の現状と課題や、見直しの考え方、具体的な手順についての検討を重ね、「都市計画公園見直しガイドライン」の案を作成し、令和７年２月に正式に公表いたしました。ガイドライン公表後、このガイドラインに基づき、見直し対象の公園それぞれについて、評価・検証を行ったものを「飯田都市計画公園の見直し方針（案）」としてまとめ、再度精査したのち、令和８年３月末に現在の「飯田都市計画公園の見直し方針」として確定してきております。この見直し方針は、資料７.８ページに掲載させていただきました。今回、この見直し方針を市の計画に位置付けるため、土地利用基本方針、緑の基本計画の変更を行い、変更後は、公園ごとに関係する地元住民の皆様との合意形成が図れた段階で、順次、都市計画変更の手続を進めていく予定としております。

６ページをご覧ください。ここで、前回の審議会の中で、都市計画公園の見直しを行う事で、どのような公園面積の変化が起きてくるのか、といったご質問もございましたので、改めて、飯田市における市民一人当たりの公園面積の確保の考え方について、ご確認させていただければと思います。

見直しによる公園面積の変動に関しましては、「見直しガイドライン」の作成時点から検証を重ねてきておりまして、「飯田都市計画公園の見直し方針」としてまとめていく中

でも、飯田市都市公園条例で定めている、『市民一人当たりの公園の目標面積 15 ㎡』を満たすことができるよう意識した上で検討を行っております。今後も変更、廃止といった都市計画の変更によって、都市計画公園の面積は減少もしますが、見直し方針の中では、新たに都市公園としての追加を検討している公園もございます。これら全てを、見直し方針通りに手続きを進めたとしますと、実際に減少する公園面積は－0.56ha のみとなっておりまして、市民の皆様にとりましては、現状と変わらず、十分な公園面積の確保はできていくという想定となっております。このような検証の下、今後の公園の整備にあたりましては、新たに未開設区域の公園の整備に取り組むという方針ではなく、現在すでに整備されている公園の維持管理でしたり、質の高い公園となるような整備へ取り組んでいく、という方針とさせていただいております。

それでは、本日、諮問させていただいております「飯田市土地利用基本方針」及び「飯田市緑の基本計画」の変更内容についてのご説明をさせていただきます。資料となりますが、変更箇所の説明には、事前配布資料３・４の新旧対照表を使用させていただきたいと思いますので、お手元にご用意ください。事前配布資料１・２はそれぞれの計画へ、変更した文章を溶け込ませたものとなっておりますので、説明後にまたご確認をいただければと思います。

それではまず、事前配布資料３の、飯田市土地利用基本方針　新旧対照表をご覧ください。左が変更後、右が変更前の文章となっております。

３ページをご覧ください。公園の整備に関する基本方針の記載となります。基本方針につきましては、公園の見直しを推進する内容への変更を行っておりまして、「将来都市像の実現に向け、公園の整備については既存公園の質を向上させる再整備や維持管理に重点を置き、また、移り行く社会経済情勢に対応した見直しを推進していく」といった旨の文章を追加しております。また、先程の当日配布資料１の中で説明をさせていただきました、これまでの都市計画公園の経過、見直しの背景についての記載も追加をしております。

４ページをご覧ください。こちらには、整備の具体的な内容として、これからの公園整備に必要な視点や、見直しの考え方、見直しに関する方針についての記載を追加しております。整備面では、「公園の老朽化や社会ニーズの変化に伴い、都市公園の整備を行う際には、インクルーシブデザイン、防災機能、及び気候変動や景観形成などに対応した、グリーンインフラの導入に重点を置き、検討を行う」といった内容の記載を追加し、見直しの考え方としては、「将来都市構造を踏まえ、既存ストックをいかしつつ、質を向

上させる持続可能な都市づくりの観点から、見直しの検証を行う事や、まずは、60 年以上の長期にわたり未着手となっている都市計画公園から見直しを進める」といった旨の文章を追加しました。

見直しに関する方針につきましては、「都市計画公園見直しガイドラインに基づいて作成した、飯田都市計画公園の見直し方針をもとに進めること、その見直し方針において、変更候補や廃止候補となっている公園については、住民説明会等を実施し、合意形成された公園から都市計画を行う」といった旨の記載を追加しております。また、公園の適正な管理ということで、「公園施設長寿命化に基づく適正な維持管理を図る」という旨の記載も追加しております。

５ページになりますが、こちらは土地利用基本方針の資料編に載せる内容として、「飯田都市計画公園の見直し方針」の図を追加しております。拡大したものにつきましては、先程ご覧いただきました当日配布資料１の６ページにございますので、またご確認ください。

６ページ以降につきましては、その他軽微な変更として、前回の変更時点から、数値や標記に変更があった箇所や、文言の修正等を行った箇所を掲載しております。大きな変更点はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、事前配布資料４をご覧ください。こちらは「飯田市緑の基本計画」の新旧対照表となります。先程もご説明させていただきましたが、「土地利用基本方針」は飯田市全体の都市計画に関する基本的な方針等について定めたものであるのに対して、「飯田市緑の基本計画」は、その中でも、公園及び緑地の保全や緑化の推進に関して、整備方針を定めたものとなっております。

２ページから３ページの中段までは、軽微な文言の修正のみですので、省略させていただきまして、３ページ下段から４ページにかけての、都市公園の整備に関する内容になりますが、これまで計画内に記載のなかった、公園整備を行う上で重要な視点となる、＜グリーンインフラの推進＞、＜公園施設の老朽化対策＞、＜官民連携＞に関する記載を追加しております。

＜グリーンインフラ＞に関しましては、「公園という既存ストックを有効活用し、緑による景観形成、暑熱対策、雨水の貯留、浸透機能を持つ施設として、グリーンインフラの持つ多機能性を活かした整備を推進すると共に、都市公園間や周辺の緑とのネットワーク化を推進し、歩きたくなる空間づくりを行ったり、災害時の避難地や防災居点となるような整備、管理を推進する」といった旨の記載を追加しました。＜老朽化対策＞に

関しましては、「公園長寿命化計画に基づいた、計画的な補修、更新を行う」といった内容を明記し、現在、公園整備、管理を行う上で積極的な導入が求められている、＜官民連携＞に関しましても、「今後、限られた資源の中での一層の利活用や質の向上、利便性向上を図るため、積極的に検討を進める」という旨の記載を追加しております。

４ページ、中段（３）の、「都市計画公園の見直し」に関しましては、本日説明をさせていただきましたとおりの、見直しの考え方について記載をしたものとなっております。５ページ以降では、公園や広場、緑地等に関する表について、令和８年４月時点の情報に更新した内容への変更を行っているのみとなりますので、こちらも説明は省かせていただきます。変更箇所に関する説明は以上となります。

最後に、変更に関する手続き状況について、ご説明させていただきます。当日配布資料１に戻っていただきまして、９ページをご覧ください。前回７月の都市計画審議会で勉強会を行わせていただいた後、８月３日から９月２日までの１カ月間、広報いいだ及び飯田市ホームページで周知を行ったうえで、パブリックコメントを行いました。結果として、「飯田市土地利用基本方針」及び「飯田市緑の基本計画」の変更案について、市民の方からのご意見はございませんでした。本日、諮問をさせていただいておりますが、特段変更に関しての問題が無いようであれば、審議会終了後に、「飯田市土地利用基本方針」及び「飯田市緑の基本計画」の変更を行わせていただき、実際に都市計画公園の変更手続きを進めていく予定で考えさせていただいております。

以上が、「飯田市土地利用基本方針」及び「飯田市緑の基本計画」の変更についての説明となります。

○大貝会長　ありがとうございました。ただいま説明のありました、「飯田市土地利用基本方針の変更について」と「飯田市緑の基本計画の変更について」、皆様のご質問・ご意見を受けていきたいと思います。まずご質問を出していただき、その後ご意見を伺うという順番にしたいと思います。それでは、ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。発言にあたっては氏名を告げてからお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○大貝会長　特にご質問がなければ、ご意見を伺いたいと思いますが、ご意見があれば氏名を告げて発言をお願いします。いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○大貝会長　今回は、都市公園の整備に関わる変更ということで、内容については、変更前の土地利用基本方針に比べますと、かなり具体的に経過や見直しの背景などが詳細に記載

されています。そして、緑の基本計画もそうですが、都市計画公園の見直し方針を記載するということで、かなり具体的な内容になっているかと思います。

特にご質問やご意見がなければ、お諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○大貝会長　それでは、特にご意見ご質問等ないようですので、ただいま説明のありました、「飯田市土地利用基本方針の変更について」及び「飯田市緑の基本計画の変更について」、土地利用計画審議会と都市計画審議会それぞれについてお諮りをします。

まず、土地利用計画審議会として、諮問のあったとおり決定することが適当である旨、答申してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、「飯田市土地利用基本方針の変更について」及び「飯田市緑の基本計画の変更について」は、諮問があったとおり決定することが適当である旨、答申することとさせていただきます。

次に、飯田市都市計画審議会として諮問のあったとおり決定することが適当である旨、答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって、「飯田市土地利用基本方針の変更について」及び「飯田市緑の基本計画の変更について」は、諮問があったとおり決定することが適当である旨、答申することとさせていただきます。ありがとうございました。

なお、答申書の文面につきましては、私、会長にご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思います。それでは、本日の審議事項は以上となります。

７．協議事項

○大貝会長　次に、協議事項に移りたいと思います。協議事項「飯田都市計画　都市計画公園の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

○今村　地域計画課の今村です。先程の説明に続きまして、「飯田都市計画　都市計画公園の変更について」のご説明をさせていただきます。こちらにつきましても、前回の勉強会で、簡単ではありますが触れさせていただいておりましたので、説明内容が重複する点もございますが、再度ご確認いただきながら、説明をお聞きいただければと思います。当日

配布資料２をご用意いただき、１ページをご覧ください。

いま見ていただいている１ページの図は、先程もご覧いただいておりますが、「飯田都市計画公園の見直し方針」になります。「都市計画公園見直しガイドライン」に基づいて、評価、検証を行ったものをまとめ、存続、変更、廃止、追加する公園にそれぞれ振り分けを行っておりますが、今回、この中でまず、都市計画変更の手続きに着手をしたい公園が、赤色で塗られ、「廃止候補」として振り分けを行っている４つの公園となります。こちらの図ですと、少し小さくて見えづらいのですが、「砂払公園」「宮の上公園」「浜井場公園」「箕瀬公園」という４公園が、その公園にあたります。

そのまま２ページをご覧ください。２ページは、廃止候補となっている４公園の航空写真に、公園の計画区域を重ねた図になります。これまでの審議会でもご覧いただいてきておりますが、この４公園は、公園予定区域の全てが、寺院に隣接した墓地となっている都市計画公園になります。これらの４公園はいずれも、飯田大火後の「飯田市復興都市計画事業」によって、墓地を移転した後、公園とするよう計画されたものですが、実現は難しく、未着手のまま現在に至っているものとなります。今あるお墓の移転先の問題や、移転にかかる補償費、用地費について、所有者様全員の理解を得ることは容易ではないと想定されること、また、周辺の既存都市公園により、当該公園に求められる機能・役割は十分に代替・補完されているという点から、実現不可として、廃止候補という形で整理をしております。また、地権者である、各お寺の住職様に対して、現状の簡単な説明と、公園の計画廃止に関する問題等はないかという確認を行いましたが、公園の計画がなくなるだけであれば何の問題もないという回答を現時点でいただいております。各関係地区のまちづくり委員会の役員に対しても、現状の説明と今後の方針に関して説明をさせていただいておりますが、計画の廃止に対しての意見はいただいておりません。

次の、３ページ記載の内容に関しましては、いまご説明させていただきました、公園の概要と、変更理由等をまとめたものを記載しておりますので、またご確認をいただければと思います。

続いて、４ページをご覧ください。今後のスケジュールとなっております。本日、勉強会を行わせていただいておりますが、今後は 11 月にパブリックコメントを実施させていただき、12 月以降、関係する地域協議会への意見聴取、計画案の縦覧といった手続きを順次行なっていく予定とさせていただいております。意見聴取、案の縦覧等が完了次第、都市計画審議会へ、都市計画変更に関しての諮問をさせていただければと考えて

おります。

以上が、「飯田都市計画　都市計画公園の変更について」の説明となります。

○大貝会長　ありがとうございました。それでは、「飯田都市計画　都市計画公園の変更について」、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。まず、ご質問があれば、氏名を告げてから発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

この４つの公園については、もともと墓地であったところを、復興都市計画事業で公園として都市計画決定をして、それを廃止しようという内容です。何かご不明な点などあればご質問いただければと思います。

（発言する者なし）

○大貝会長　それでは、ご意見があれば伺いたいと思います。諮問は来年の年明け以降ということですので、今日はあくまでも勉強会となっておりますが、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

それでは、最後に説明がありましたが、今後、パブリックコメントを実施して、さらに地元の地域協議会への意見聴取などが行われて、年明けにこの場で諮問されるというスケジュールになりますので、よろしくお願いいたします。以上で、協議事項を終わります。

８．その他

○大貝会長　次に、その他として、「都市計画審議会　専門部会について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

○岩崎　地域計画課の岩崎と申します。私からは、「都市計画審議会　専門部会の設置について」をご説明いたします。当日配布資料３をご用意ください。昨年の第２回審議会で説明したものとほぼ同様の内容にはなりますが、期間が１年ほど空き、委員の変更もありましたので、改めてご説明させていただきます。説明は、着座にて失礼いたします。

まず、令和５年６月 30 日の審議会におきまして、リニア開業を見据えて地域の将来像やまちづくりの方向性を示した「リニアの整備効果を地域振興に活かすビジョン（案）」の改訂版について、ご説明させていただいております。また、令和６年２月 13 日の審議会におきまして、改めて「リニアビジョン（案）」と共に、「リニア駅周辺及びその近郊における景観のあり方」について、ご説明させていただいております。同年６月 26 日の審議会におきましては、「リニア駅周辺 環境・景観配慮指針（案）のたたき台」をご説明し、その後、地元の座光寺・上郷地区を始め、建築事業者、広告事業者や関係団体などへ説明を行なってまいりました。

次に、令和７年度～８年度までの取組としまして、専門家との意見交換を踏まえた、具体的な運用の検討を行っております。主に大きな３つの内容として、①「リニア駅周辺デザイン検討会の立ち上げ」、②「景観計画の変更」、③「緑の基本計画の変更」の準備を進めております。

ここで、環境・景観配慮指針の概要について改めてご説明いたします。資料を一枚飛ばしていただき、３ページの参考資料をご覧ください。環境・景観配慮指針とは、「リニア駅周辺における景観の保全と、適正な開発の誘導の両立を図る」ことをコンセプトに、リニア駅及びその近郊における景観のあり方や考え方をまとめたものでございます。

リニア駅前広場では、整備コンセプトである「信州・伊那谷らしさを感じられる駅空間」、「自然との調和を目指した駅空間」などの実現に向け、「建築物等の形態意匠基準（デザインコード）」を定めております。

次に、リニア駅前広場だけでなく、その周辺についても、整備コンセプトを踏まえた駅前広場のデザインの考え方を周囲へ拡げることで、来訪者に、より信州・伊那谷らしさを感じてもらえるような景観づくりを目指すこととしております。具体的には、リニア駅前広場から、信州・伊那谷らしさを感じられる伊那山地や南アルプスなどの眺望景観を保全しつつ、景観や住環境に配慮した開発計画については、個々に高さの制限などを緩和することで、この地域の景観と調和した適正な開発の誘導を図ることを考えております。

この配慮指針については、たたき台の段階で公表しておりますが、その理由としまして、国道 153 号の拡幅などに伴い、沿道事業者の建替が進む中、早期に目指すべき姿の方向性を示し、それに沿った開発計画を進めていただけるようお願いをするため、また、広く関係する方々から意見を伺うために公表しております。現在は、この配慮指針に基づき、景観計画の変更や高さ制限の見直し等の検討を行っているところでございます。

次に、資料にお戻りいただき、２ページをご覧ください。今回の景観計画の変更等にあたりましては、景観を専門とする方々にご意見を伺いたく考えており、審議会組織の一部変更を検討しておりますので、審議会の概要と変更内容についてご説明させていただきます。

飯田市都市計画審議会条例において、審議会では、専門性の高い事項を調査するために「専門委員」を置くことができ、また、専門事項をあらかじめ調査・検討する機関として、「専門部会」を設置することができます。資料中央に、現在の専門部会を記載しておりますが、当市においては、既存の専門部会として、調査の目的別に「道路部会」

及び「土地利用・景観部会」を設置しております。道路部会においては高瀬委員を部会長に、鈴木専門委員も部会員としてご参画いただき、主にリニア駅へのアクセス道路の整理や、都市計画道路の総合見直しの際にご尽力いただいております。また、「土地利用・景観部会」においては、土地利用計画及び景観計画等に関する事項の調査・検討を目的としており、浅野専門委員及び上原委員にご参画いただき、主に立地適正化計画策定の際にご尽力いただきました。

現在まで、このような体制で専門部会を運用してきましたが、景観・土地利用ともに専門性が高い分野であること、また、先ほどご説明いたしました景観計画の変更等にあたりましても、景観を専門とする方々にご意見を伺いたく考えていることからも、目的別で運用することが望ましいという考え方から変更を検討するものとなります。検討している変更内容として、現在の「土地利用・景観部会」を、「土地利用部会」と「景観部会」に分けまして、「土地利用部会」では立地適正化計画などの土地利用計画等に関する事項の調査・検討を、「景観部会」ではリニア駅周辺の景観保全などの景観計画等に関する事項の調査・検討を目的としたいと考えております。

専門委員及び専門部会の構成について、資料を一枚飛ばしていただき、４ページの参考図をご覧ください。専門部会における「景観部会」は、景観計画に関する専門性の高い事項の調査・検討をすることを目的とした、審議会に附属する専門部会であり、ここでの調査・検討事項を審議会に報告していただくことなどを想定しております。新たな専門部会の設置については、今年度中を予定しております。

続きまして、５ページをご覧ください。一方、駅前広場のマネジメントや駅周辺のデザイン誘導を図る「デザイン検討会」につきましては、先ほどご説明させていただいた「専門部会」とは別の組織として立ち上げを検討しており、資料に記載がありますとおり、リニア駅に関わる「地元の専門家や建築家」、「広場全体の設計者及び運営管理者」、「地域住民」などが参加する「対話型の景観づくりの場」として設置していきたいと考えております。これらの関係性や構成なども含め、次回以降の審議会で詳細をご説明させていただく予定ですが、本日はその前段として、これまでの取組などをご説明させていただきました。審議会委員、専門委員の皆様におかれましては、今後の取組についてご承知おきいただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

○大貝会長　ありがとうございました。今、説明のありました専門部会について、ご質問やご意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

現在、道路部会と土地利用・景観部会という２つの専門部会が存在していますが、それを道路部会はそのままで、土地利用・景観部会を土地利用部会と景観部会の２つに分けるという話です。景観部会では、これからのリニア駅周辺の整備に絡んで検討を行っていくということのようです。ご質問やご意見はよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

この件につきましても、事務局より今後随時報告があると思いますので、引き続きご協議をいただければと思います。

以上をもちまして、今日の審議事項・協議事項が全て終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

９．閉会

○手塚　ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、小倉建設部長より一言ご挨拶申し上げます。

○小倉建設部長　建設部長の小倉でございます。本日はお忙しい中、審議会にご出席いただき、誠にありがとうございました。

本日答申いただきました、「飯田市土地利用基本方針の変更について」及び「飯田市緑の基本計画の変更について」につきましては、今後変更に向けた手続きを進めてまいります。また、土地利用基本方針等の変更後は、都市計画公園の見直し方針に基づきまして、対象となります都市計画公園の変更に着手してまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、引き続きご審議をいただきたいと考えておりますので、様々な立場からご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、次回の審議会につきましては、具体的な期日はまだ決定しておりませんので、日程が決まり次第改めてご連絡をさせていただきます。

今後も当市の土地利用や都市計画の重要な事項につきまして審議をお願いしてまいりますので、何卒ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○手塚　これをもちまして、令和８年度第２回飯田市土地利用計画審議会及び第２回飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉　会　　14 時 30 分